

審議会等審▶市民が委員として意見を述べる会議など／意向調査調▶郵送調査やインターネット調査など／意見交換会交▶市民と行政、または市民どうしが公の場で直接意見交換をするもの(フォーラムやワークショップを含む)／意見公募手続募▶行政が施策などの素案をホームページなどで公表し、広く市民から意見を募集する制度。

対象事項	手法	実施予定時期	担当課
健康都市やまとMANABI計画の改定	審	4・7・11月、来年2月	図書・学び交流課 ☎(259)6104
	募	12月	
健康都市プログラムの改定	審	5・10月、来年2月	総合政策課 ☎(260)5327
	調	5月	
第3次歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定	調	5月	医療健診課 ☎(260)5662
	募	12月	
第3次食育推進計画の策定	調	5月	健康づくり推進課 ☎(260)5804
	募	来年1月	
第三期子ども・子育て支援事業計画の策定	審	5・7・8・10・11月、来年2月	こども総務課 ☎(260)5606
	調	11月	
文化芸術振興基本計画の改定	調	5月	文化振興課 ☎(260)5222
	審	7・8・10月、来年2・3月	
	募	12月	
(仮称)第4次やまと男女共同参画プランの策定	審	5・8・10・12月	国際・男女共同参画課 ☎(260)5164
	募	来年1月	
デジタル・ガバメント推進指針の進行管理	調	5~6月	デジタル戦略課 ☎(260)5363
商業戦略計画の改定	調	7~9月	産業活性化課 ☎(260)5134
	交	9~10月	
	募	来年2月	
環境基本計画の中間見直し	審	7・11・12月、来年1月	環境総務課 ☎(260)5493
	募	来年2月	
地域福祉計画の策定	審	7・8・10・11月、来年2月	健康福祉総務課 ☎(260)5604
	募	12月	
障がい者福祉計画の進行管理及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定	審	7・10・12月、来年2月	障がい福祉課 ☎(260)5665
スポーツ推進計画の改定	審	7・10月、来年3月	スポーツ課 ☎(260)5762
	募	12月~来年1月	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	審	8~12月	人生100年推進課 ☎(260)5611 介護保険課 ☎(260)5168
	募	11月	
やまと自殺総合対策計画の策定	募	12月	健康福祉総務課 ☎(260)5604
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の策定	審	来年2月	医療健診課 ☎(260)5661
健康都市やまと総合計画・後期基本計画の策定	審	未定(5回開催予定)	総合政策課 ☎(260)5318
	募	8月	
大和都市計画の決定・変更	審	未定(4回開催予定)	街づくり計画課 ☎(260)5443

大和市民参加推進条例では、市民の皆さんが市の政策形成などの過程に主体的に参加するための仕組みを定めています。同条例に基づき、今年度の市民参加手続の実施状況と今後の予定をお知らせします。

市民参加手続の実施状況と今後の予定

「市民登録制度」をご利用ください

登録した人には、市民参加に関する情報をEメール、ファクスまたは郵送でお知らせします。

お知らせする内容▼審議会などの開催予定、委員公募の情報、意見公募手続の実施予定など
申し込み▼申込用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは郵送で〒421-8601市役所政策総務課へ。直接または市のホームページから可。申込用紙は同課で配布するほか、市のホームページから

ダウンロードもできます。▼内容や実施時期を変更する場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

〒260-0902
☎(260)5302 FAX(261)4592

住宅の改修工事に伴い固定資産税を減額

工事完了後3か月以内に申告してください

要件を満たした住宅の改修工事をした場合、申告により固定資産税を減額します(下表参照)。

共通事項

対象▼居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅
申告期限▼改修工事完了後3か月以内

申告方法▼申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を持参し、市役所資産税課に申告。

※②と③の減額制度は併用可。

災害による減免制度

震災、風水害、落雷、火災などの災害に遭い、土地、建物などに相応な被害が生じた場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

〒260-0903
☎(260)5237 FAX(264)6093

	減額の要件	減額の範囲
①耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅、または共同住宅であること 1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した工事であること 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を2分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額
②バリアフリー改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 新築された日から改修工事完了日まで10年以上を経過し、次のいずれかに該当する人が居住する専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く)/65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障がい者 補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した次のいずれかの工事であること/通路または出入口の拡幅、階段の設置または勾配の緩和、浴室・便所・出入口の戸の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、滑りにくい床材料への取り替え 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり100㎡分まで)
③省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く) 補助金を除く1戸当たりの工事費が60万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した次の工事であること(㉞は必須・㉞のみでも可)/㉞窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、㉞床、天井、壁の断熱改修工事(㉞と併せて実施するもの) 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額

放課後児童クラブ 夏休み補助支援員を募集

放課後児童クラブで遊びや生活の指導をする支援員の補助業務に従事する、夏休み補助支援員を募集します。

勤務期間/時間▼7月21日(金)~8月31日(木)(日曜・祝日を除く)のうち週3~5日程度/午前7時30分~午後7時30分のうち6時間以内(勤務時間は市が指定する時間)勤務場所▼市内の公営放課後児童クラブ

対象▼児童の健全育成に熱意がある人

募集人数▼98人

賃金▼時給1,100円

申し込み▼6月10日(土)までに電話でこども・青少年課へ。後日、面接を実施します(登録申込書(市のホームページからダウンロード可、写真貼付)を持参)。

〒260-0900
☎(260)5224 FAX(261)4592